

日本共産党を代表して、議案 2 号一般会計補正予算第 7 号について、決算的なものや国の経済対策により前倒しした事業などが主な内容であり、12 月議会補正のような市民要望もなく、議会での議論もなく、突発的な内容もなかったですし、放射能対策室等の廃止等、市民の願いを裏切る補正予算項目がなかった事から賛成をしますが、今後の市政運営に重要な補正項目 4 点に対して指摘し、討論に変えます。

第一に、流山本町・利根運河ツーリズム推進事業についてです。1 2 6 万 4 千円の減額補正原因のおおもとは、建築 5 0 年以上経過した建築物で、歴史的景観を保有するもの、再現が容易にできないものと対象を限定的にしているからです。歴史的景観づくりは、行政だけの思惑ではうまくいきません。市長。観光ツーリズムを本気でやろうというのであれば、地域住民の知恵や力、そして協働をわかせ、市民が主体的に参加したくなるような仕組みづくりを導入すべきです。建物本体までは手が付けられない、でも人目によくつくメイン通りに面した外壁、玄関や窓を改修・修繕する場合、店舗限定とせず、個人住宅も補助対象とし、この街の営みに光を当てていただきたい。また、市内事業者が実施する場合は補助金を引き上げるなど地域の景観をそこに住む住民と事業者と一緒に作る…地に足つけた観光行政を求めます。

第二に、T X 沿線開発の運動公園地区についてです。1 日でも 1 年でも早く事業完成をとという声は、行政からも議員からも聞かれますが、その大半は、事業期間が H 3 4 年度末まで延長した時に反対の意見書を提出もせず、異論をはさまなかったですから、前倒しで終わらせる義務は県施行者にはありません。

しかしながら、今年度末も例年通り、補正予算で 7 千万円もの大幅な更正減です。無責任な事業延伸で泣くのは地権者や地域住民、そして市民であること、さらに、期間延長に対しても反対の意見書を提出し、見直しを粘り強く提起してきた立場から、提起したい。下水道のみを整備する地域指定や、保留地整備及び宅地販売に時間やヒト、お金を費やすぐらいなら、斜面緑地や県立公園として現況保存をしたほうがよりよい地域への線引きなど、保全と整備及び開発の再構築を求めます。

第三に、江戸川台小についてです。外壁改修は実施するものの、トイレ改修は入っていません。私は、1 6 年間続けている初石駅前の街頭宣伝で先日、西初石中のトイレ改修をお知らせ下さした際、西初中の生徒も、常盤松中の生徒も「ほんとに汚かったからね」「よかったね」という声をお聞きしました。いま教育福祉委員会による視察するという画期的な取り組みも含め、行政と議会が一丸となって、子どもたちが楽しく通える学校環境の改善すべき

一番の案件だと提起し、早期改修を求めます。

最後に第四、ファシリティマネジメント及びエアコン設置などにみられるような組織体制についてです。

私自身、H17年度以降、何度も普通教室へのエアコン設置を要望してきた立場ですから、施策前進は喜ばしいことですが、何でもいいというわけにはいきません。

ファシリティマネジメントは、昨年9月補正では、体育館建替え及び小中学校併設校を対象に1億2千万円の事業費圧縮効果を上げるために6千万円の経費をかける予定でしたが、本年3月補正では3千万円と効果は半減、一方で2625万円の経費をかける…このどこにメリットがあり、また業務の継承にどう役立つというのでしょうか、私は大いに疑問です。

エアコン設置についても、1教室当たりの設置費が385万円。メンテナンス及び燃料費（211教室660万円）は一教室当たり年間約3万円とのことです。両事業ともあくまでも現段階、概算段階ではあることは理解します。しかし総務委員会で今年視察した京都府長岡京市では、4年間の庁内協議を経て、小中の全教室へのエアコン設置予算をH20年度の当初予算に位置づけ、PFI事業により導入しています。1教室当たり設置費は、メンテナンスも燃料費もこみこみで年間経費で22万4472円。エアコン寿命の13年間の全経費は、1教室当たり291万8131円とのことです。13年間の燃料費もメンテナンスも含めても本市中学校の設置費より100万円も安いというのですから驚きです。

わが党は、何事も経費だけで是非を判断する立場でもなく、長岡京市のPFI事業の課題も理解し手もなお、この差はいったいなんなんだと痛感します。

このおおもとは、井崎市政における定員適正化があるのではないのでしょうか。臨時職員の急増で、現業務は最低限確保できても、課題の洗い出しや改善策の練り上げ、経験・専門・見識を広げ、他の部や課との連携はもちろん、所管害の指摘も含め冷静な施策評価、将来見通した計画策定等々に手が回らない…こういう組織体制の弱さがあるのではないかと私は考えます。実際、今議会でも、市民経済委員会の議案第12号中小企業資金融資条例の一部改正、都市建設委員会の議案22号下水道事業の設置等に関する条例の一部改正では、法改正が見落とされ、条例改正が大幅に遅れてしまっていることも、その表れではないのでしょうか。先ほど採択されたH26年度一般会計予算も、付帯決議が全会一致で付いているわけですから事実上の予算修正可決といえる事態もその一つでしょう。

安直な市政運営では市政内部も、市民も混乱しますし、市長の独り相撲では道を誤りかねません。全庁の英知を結集し、熟議・熟慮に配慮した施策決定・政策執行を求めて討論を終わります。